

INFORMATION

● 令和元年（平成31年）度の扶養調査について

令和元年（平成31年）度の被扶養者現況確認調査を、健康保険法施行規則第50条および厚生労働保険局の通知・指導に基づき実施いたします。これは、被扶養者となった方が、その後も被扶養者の認定基準を満たしているかどうか確認するための調査です。なお、第124回組合会（令和元年7月18日開催）にて、扶養認定基準の一部変更が承認されましたので令和元年7月18日から適用いたします。

<変更点>

- ①子女の扶養認定の審査対象が16歳以上となります。（従来18歳以上）
 - ・学生の場合、有効な在学証明書もしくは、学生証の写しにて認定。
 - ・学生以外は、課税（所得）証明書、非課税証明書の原本と状況を確認して審査。（所得が130万円未満であるかを確認）
- ②被扶養者が自営業者の場合
 - 収入金額から直接的経費（売上原価）を控除した差引金額が130万円未満であることを確認し、認定の可否を決定します。

<被扶養者現況確認調査>

- 【審査対象】①令和元年8月1日現在ダスキン健康保険組合の被扶養者の方
- 【審査免除】①生年月日が、平成15年4月2日以降の被扶養者
 ②生年月日が、昭和19年4月1日から昭和20年3月31日までの被扶養者
 ③扶養認定日が、令和元年4月1日以降の被扶養者

<夫婦共働きで子供が居る場合の共同扶養の確認>

- 【審査対象】共働き家庭で勤務先の健保または国民健康保険に加入している配偶者
 （当健保に被扶養者がいない家庭を除く）
- ※共働き家庭で「主として生計維持」するのはご夫婦どちらなのか、共同扶養の確認をさせていただきます。

● ジェネリック（後発）医薬品ご利用案内通知について

ジェネリック（後発）医薬品とは、先発医薬品（新薬）の特許期間が切れた後、別の医療品メーカーが新薬と同じ有効成分と製法によって製造している医薬品です。正しく理解し、上手に活用すればご自身の医療費軽減に役立つジェネリック医薬品を積極的にご活用ください。

※kencomの「おくすり履歴・GE差額」で確認いただけます。

※3ヵ月で自己負担差額500円以上あったと予測される方への通知を発送いたします。

- ・平成31年1月～平成31年3月の利用分を5月末に発送いたしました。
- ・令和元年7月～令和元年9月の利用分を12月末に発送予定。

● 医療費が高額になりそうときは「限度額適用認定証」を利用ください

手術や入院で高額な医療費がかかった場合や、重い病気で治療が長引いた場合など、自己負担も高額になってしまいます。このため、高額な医療費がかかったときに、自己負担を軽減する「高額療養費制度」というしくみがあります。事前に高額な医療費の支払が見込まれる場合は、あらかじめ健康保険組合に「限度額適用認定証」の交付を申請し、その認定証を医療機関に提示すると、ひと月の支払額を「自己負担限度額」に抑えることができます。

※自己負担限度額は年齢や所得によって異なりますので、長期期間の発行はできません。

● 「年間医療費のお知らせ」と医療費控除について

「年間医療費のお知らせ」は、確定申告の医療費控除に利用いただけます。医療費の掲載期間を1月～10月分とし、確定申告の時期に合わせるために令和2年2月上旬ごろまでに発送予定です。

なお、11月・12月分の医療費につきましては、領収書を保管いただき合わせて使用ください。

2019年
10月から

● 消費税率引き上げに伴い、医療費が変わります

2019年10月に消費税率が「8%→10%」に引き上げられる予定で、これに合わせた診療報酬等の見直しが行われます。医療の技術料にあたる診療報酬本体は0.41%引き上げられる一方で、薬価等については0.48%引き下げられ、診療報酬全体では0.07%の引き下げとなりました。

● 前回増税時の改定をリセットし、消費税率「5%→10%」に対応する引き上げに

診療報酬とは、医療サービスの公定価格をさします。診療報酬は2年に一度改定され、次回は2020年4月を予定しています。2019年10月に臨時に改定されるのは、医療機関が仕入れの際に負担した消費税増税分を、診療報酬に上乘せする形で補てんすることを目的としています。医療費は非課税のため、医療機関は患者から増税分を徴収することができないからです。

2014年度の消費税率「5%→8%」への増税時の改定においては、医療機関の種類によって補てん状況にバラつきがあり、全体的に補てん不足であったことなどから、今回の改定では、2014年度の改定をリセットしたうえで、基本診療料・調剤基本料への上乗せを中心に、消費税率「5%→10%」に対応する引き上げとなります。医療費ベースでは4700億円の財源を、医科に4000億円、歯科に400億円、調剤に300億円配分されます。

<初診料・再診料等を引き上げ>

初診料は2820円から2880円、再診料は720円から730円となり、2014年度改定前の点数（2700円、690円）から6%の上乗せとなります。

<薬価はマイナス改定>

薬価については、市場実勢価格に基づく改定（実勢値改定）等で0.93%引き下げたうえで、増税相当分として0.42%引き上げ、差し引きでマイナス0.51%となります。

● 介護報酬はプラス改定

公的介護サービスも非課税のため、介護報酬も基本単位数が引き上げられ、プラス0.39%の改定となります。また、経験・技能のある介護職員の処遇を改善することを目的とした介護職員等特定処遇改善加算も導入されます。

2019年10月 診療報酬改定			
診療報酬全体の改定率 ▲0.07%			
● 診療報酬本体	+0.41%	● 薬価等	▲0.48%
各科改定率	医科 +0.48%	薬価	▲0.51%
	歯科 +0.57%	(消費税対応分	+0.42%)
	調剤 +0.12%	実勢値改定等	▲0.93%)
		材料価格	+0.03%
		(消費税対応分	+0.06%)
		実勢値改定等	▲0.02%)

改定される 主な項目	項目	2019年	
		9月まで	10月から
医科	初診料	2,820円	2,880円
	再診料	720円	730円
	外来診療料	730円	740円
	オンライン診療料	700円	710円
歯科	歯科初診料	2,370円	2,510円
	歯科再診料	480円	510円
調剤	調剤基本料*	410円	420円

※自己負担は上記の2～3割です。 ※調剤基本料1の場合の額

